

## 第 148 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課管理係

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 15 日（金）午前 10 時～
- 2 場 所 練馬区役所西庁舎 7 階第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
副会長：横田樹広  
委 員：佐藤留美、星美登里、小川けいこ、小川こうじ、  
倉田れいか、坂尻まさゆき、やない克子、植村正一、  
中村忠、後藤幸子、三浦雄二、早川義隆、内堀比左雄、  
本橋世紀子、加藤政春、中村壽宏、松延圭吾  
理事者：産業経済部参事（都市農業課長事務取扱）、環境課長、  
都市計画課長、開発調整課長、道路公園課長  
事務局：環境部長、みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 4 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱
- 3 審議

- (1) 練馬区みどりの基本計画の改定について（諮問第 189 号）
- (2) ねりまの名木の解除について（諮問 190 号）

- 4 報告
- (1) 保護樹木の指定解除について
- (2) (仮称)区政改革計画【素案】について

- 5 その他
- 6 閉会

### 7 会議内容

みどり推進課長 定刻となりました。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。事務局を担当します、みどり推進課長塩沢です。

今回新しく第 19 期練馬区緑化委員会委員となられる方の委嘱をいたします。大変恐縮ですが、委嘱状は既に席上に置かせていただきました。お名前を環境部長からご紹介し、委嘱にかえたいと思います。

環境部長

環境部長の古橋です。よろしくお願ひします。

それでは、私から、新しく第 19 期練馬区緑化委員会委員とな

られる方をご紹介します。  
星美登里委員です。

星委員 よろしくお願ひします。

環境部長 小川けいこ委員ですが、まだいらっしゃっていません。後  
ほどいらっしゃるかと思ひますので、よろしくお願ひします。  
小川こうじ委員です。

小川こうじ委員 よろしくお願ひします。

環境部長 倉田れいか委員です。

倉田委員 よろしくお願ひします。

環境部長 坂尻まさゆき委員です。

坂尻委員 よろしくお願ひします。

環境部長 やない克子委員です。

やない委員 よろしくお願ひします。

環境部長 中村忠委員です。

中村忠委員 中村です。よろしくお願ひします。

環境部長 松延圭吾委員です。

松延委員 よろしくお願ひします。

環境部長 以上です。よろしくお願ひします。

みどり推進課長 皆様のお手元に新たな緑化委員会の委員名簿をお配りして  
います。こちらはご参照いただければと思ひます。

なお、本日、藤崎委員、西貝孝之委員、西貝嘉隆委員の3名  
から所用のため欠席との連絡をいただいております。

開会に当たり、事務局から出席委員数を報告いたします。

只今の出席委員数は19名です。当委員会の定数は22名です。

過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。  
以上です。会長、よろしく申し上げます。

会 長           本日は審議案件 2 件、報告案件 2 件を予定しておりますので、  
どうぞよろしく申し上げます。  
まず、審議に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いします。

みどり推進課長   本日の資料を確認いたします。  
まず、皆様のお手元に諮問文の写し 2 枚を置かせていただいております。  
次に、事前に送付させていただいたものをご確認願います。  
まず、本日の次第、緑化委員会次第と書かれたもの、続いて資料 1-1 から 1-7 までを 1 つに綴っています。「練馬区みどりの基本計画の改定について」が 1 部ですが、修正がございましたので、1 綴り丸ごと差し替えいたします。  
次に、資料 2 「ねりまの名木の解除について」が 1 枚。  
次に、資料 3-1 から 3-4 まで、「保護樹木の指定解除について」が合わせて 4 枚。  
次に、資料 4-1 「ねりま区報 6 月 1 日号（仮称）区政改革計画（素案）特集号」と、資料 4-2、素案の冊子が 1 部、そして名木や保護樹木等に関する参考資料として、参考 1 「精密診断について」が 1 枚、参考 2 「保護樹木・保護樹林・名木の制度について」が 1 枚になっています。  
資料は以上です。過不足等ありましたらお知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。

会 長           お手元の次第に沿って、審議を進めます。  
3 の審議事項ですが、諮問案件の審議に入ります。本日は 2 件の諮問案件があります。  
まず 1 件目、諮問第 189 号「練馬区みどりの基本計画の改定について」事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長   説明は、着座で失礼いたします。  
それでは、諮問文を読み上げます。  
練馬区みどりを愛し守り育む条例第 10 条第 1 項第 1 号に基づき、下記のとおり諮問します。平成 28 年 7 月 15 日、練馬区長前川燿男。記。  
諮問第 189 号「練馬区みどりの基本計画の改定について」

1 諮問理由 練馬区は平成21年に練馬区みどりの基本計画を策定し、おおむね10年後に見直しをすることとしている。また、平成27年には今後の区政運営の方向性を示した「みどりの風吹くまちビジョン」および同「アクションプラン」を策定し、区民が実感できるみどりあふれるまちづくりを戦略計画として位置づけた。そこで、今後、区が取り組むべきみどり施策を明らかにするために基本計画改定する。ついては、基本計画の改定について緑化委員会のご意見をお示しいただきたい。

諮問文は以上です。

それでは、この諮問に関連します資料1-1から1-7を用いて、ご説明いたします。

練馬区みどりの基本計画の改定について、1の概要です。練馬区は、平成10年にみどりの基本計画を策定しました。その後、平成18年に基本計画の目標の1つである緑被率30%の実現に向け、みどり30推進計画を策定、平成21年には基本計画を改定し、みどり施策の推進に取り組んでまいりました。

一方、平成27年に策定した「みどりの風吹くまちビジョン」と「アクションプラン」では、みどりの総量だけではなく質にも着目した「みどり施策の新たな考え方」を平成29年3月までに構築することとしています。

そこで、基本計画におけるテーマ、みどり施策の基本方針、目標のあり方を「みどり施策の新たな考え方」としてまとめた後、基本計画全体の改定の検討を進めていきたいと考えております。

その下、2の基本計画改定に向けた検討の視点です。大きく3つの視点がございます、1つ目に、上位および関連計画からの視点、2つ目に、現計画の見直しの視点、3つ目に、区民評価からの視点で検討を行ってまいります。本日は、(2)の現計画の見直しの視点と(3)の区民評価からの視点について、後ほどご説明いたします。

3のスケジュールです。当委員会での審議の流れです。表の中の黒丸が委員会開催予定月としております。本日、7月の諮問から始まり、テーマ、目標、基本方針といったみどり施策の新たな考え方の検討を行い、11月に素案としてまとめます。その後、29年3月に成案として公表してまいりたいと考えています。これと並行し、基本計画の施策の柱や事業実施の検討を行い、来年9月に答申をいただければと考えています。その後、パブリックコメントを実施し、29年度末に基本計画の改定をしてまいりたいと考えています。

資料の右側に移っていただき、5番の現在の基本計画の体系図をごらんください。網かけをしている部分ですが、上からテーマ、全体目標、左側に基本方針の部分が、これからご討議いただくみどり施策の新たな考え方の検討範囲です。

それでは、先ほどご説明いたしました改定に向けた検討の3つの視点のうち、(2)、(3)、2つの項目についてご説明します。

資料1-2をお願いします。

まずは、現計画の見直しの視点についてです。現在の計画は、平成21年に改定しました基本計画が最新のものとなっており、その基本方針は、黒い四角にあります5つの内容となっております。目標は昭和52年に踏襲しており、緑被率と区民一人当たりの公園面積の2つを設定しております。目標数値は平成10年より緑被率30%、公園面積6㎡としています。

その下、①の現基本計画の実施状況です。

資料1-3をお願いします。

左上の参考図1をごらんください。緑の線が緑被率、ピンクの線が一人当たりの公園面積であり、緑被率30%の目標に対し、平成23年度の調査では25.4%となっております。また、区民一人当たりの公園面積6㎡の目標に対し、28年4月現在で2.88㎡となっております。

その下の参考図2では、公園など公共のみどりの管理費の推移をあらわしており、増加の傾向の中で、26年度は13億円以上の管理費がかかっております。

右の表、参考図3は事業の実施状況になります。現基本計画では、5つの方針のもと104の事業を位置づけており、このうち77の事業をこれまで実施してまいりました。実施していない27事業のうち、17事業は、アクションプランなどにおいて今後取り組みを位置づけています。

その下の参考図4のみどり30推進計画の実施状況になります。平成19年度にみどり30推進計画を策定し、10か年の目標と5か年ごとの事業量を明らかにいたしました。当初の5か年では、公共のみどりは目標の7割以上達成しましたが、民有地のみどりが大きく減少しております。

資料1-2の裏面をお願いします。③の現計画の実施状況からみた課題です。

まず、実施状況は、公共のみどりに関する事業では、一定程度進捗しているが、民有地のみどりは、事業を行っているものの減少傾向の緩和には至っていない。また、区民協働や環境学習など取り組みに着手しているが、より実効性の高いものとす

る必要があるといった点などを課題として挙げたところです。

その下の枠組みの課題として、まず目標設定ですが、施策の柱や個別事業と大目標の関係がわかりにくいといった点、事業数が多く、重点的に取り組むものを設定しないといった点、3つ目に、計画目標も事業目標も合計数字が目標値となっており、区民生活の何が変わるのか表現できていないといった点を課題として挙げたところです。

また、施策の体系は、みどりの実態は地域により異なるが、地域別の方針を定めていないといった点、区が主体的に行うもの、協働により推進するもの、区民が主体となって取り組むものといった視点での整理がないといった点を課題として挙げたところです。

続いて、資料 1-4 をお願いします。区民評価からの視点についてです。みどり施策の方向性は、区民のみどりに対する満足度を上げる施策や目標設定を行うことが重要です。

そこで、まず①の「みどりの機能」に着目した評価指標についてです。

資料 1-5 になります。これは前回の当委員会でもお示したのですが、従来のみどりの量の指標に加え、みどりの機能にも着目したみどりの質の評価指標の検討を進めてまいります。質の評価体系とし、みどりの機能ごとに6つの項目を設定し、今あるみどりの実態を把握するための指標として、主な評価項目を上げていますが、区民の実感を踏まえたわかりやすい項目といたしました。

例えばVの「練馬らしい景観形成機能」では、対象を区全体としての評価項目で、屋敷林や雑木林などの数などを挙げ、また、対象地域として、みどりと関連する史跡、名勝の数、さらに道路や河川から見た立面的なみどりの量および緑被率を上げるなど、区民の実感に沿うような項目を選定しています。

資料 1-4 にお戻りいただき、②のみどりの現況に対する区民意識との関係性です。平成 27 年度の区民意識意向調査の結果をもとに、区民のみどりに対する満足度と、みどりの現況との関係を分析しています。

資料 1-6 をお願いします。左上、参考図の 5 をごらんください。満足度の地域別の分布になります。上の図が「みどり施策に対し満足」と回答した割合で、青系の色が、満足度が高い地域です。この図からは、区の南東部や南部で施策の満足度が低くなっております。

これに対し、その下の図では、身近なみどりに対しての満足

度をあらわしています。南部のほか、西部、北東部、中央部など、広い範囲にわたり満足度が低くなっております。施策に満足していても、みどりの現状には満足していないという傾向が見られるものです。

また、その右側、参考図6にみどりの現況の変化と区民満足度の関係を示していますが、総じて、満足度は地域によって、みどりの現況との関係性が推察されるところです。また、区民が捉えるみどりが居住地域の環境や個人的背景によって異なっており、地域の特徴的なみどりを生かした施策やライフスタイルに即した施策が区民の満足度の向上につながる可能性を示唆していると考えます。

もう一度、資料1-4にお戻りください。

③の区民評価からみた課題です。全区的に展開すべき施策や目標を明らかにするといった点や、地域特性として、みどりの特性と地域住民の特性を把握し、地域別の課題を明らかにするといった点、また、地域特性別に保全すべきみどりや増やすべきみどり、あるいは重点的に取り組むべき施策を明らかにするといった点が課題として挙げています。

なお、資料1-7、一番最後につけていますが、区内の緑地や農地の分布状況を示しています。ご参照いただければと存じます。

このようにそれぞれの視点で検討を行い、さまざまな課題を確認したところです。今後、これらの課題を踏まえ、計画の改定の中で反映してまいりたいと考えています。本日は、これから進めます改定計画の概要を、ご説明をいたしました。今後ご審議をいただく上で、このような内容をイメージしていただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

会 長

ありがとうございました。本委員会に諮問がございました、練馬区みどりの基本計画の改定について、資料1でご説明いただきました。スケジュールでは、来年9月に答申するというところで、それまでの間の委員会で皆様からご意見等を伺っていくという流れのようです。

それに向けて本日は、基本計画改定の概要と基本計画改定に向けた検討の視点についてご説明をいただきました。ただいまのご説明、資料に関して、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

A委員

資料1-6の参考図5の上が解りやすいかと思いますが、第7

地域の 31 の上の白い部分と、真ん中のもう一つ白い部分がありますが、これは石神井公園ですか。説明をお願いします。

みどり推進課長 この白い地域は、意向調査で回答がなく、数字がないため白抜きとなっています。

B 委員 資料 1-2 の上から 5 行目、平成 21 年の改定時の基本方針に、区・区民・事業の協働により、みどりの保全創出を図るとあります。次のページの③の現計画の実施状況からみた課題の 4 行目で、区民協働や環境学習の取り組みが遅れているとあります。こういった区民協働の実態や環境学習の実態というものについては、何か整理された資料などはあるのでしょうか。  
例えば区内の市民団体の実際の動き、活動内容や活動場所等を含めてをお願いします。

みどり推進課長 区民協働にはさまざまな内容があります。これまで取り組んできた中では、公園の管理を花の手入れや掃除も含めて、地元の皆さんでやっていただく等、少なからずこれまでも一緒にやってきていただきました。それをさらに拡充をしていきたいと考えており、当初の計画にも載っております。実施状況の中でも、遅れているということで、さらに拡充するために取り組みを今後進めていく予定です。また後ほどご説明しますが、この協働は、区政改革計画【素案】にも挙げられている項目です。環境学習の取り組みも含め、さらに広げたいと考えています。  
資料は、まだご用意できてございません。何団体が協働しているか等は、整理をすれば出てまいります。

B 委員 協働の取り組みというのが一番上に出てきていて、大きく進めていくという話を今もいただきました。現実的、数値的なものや範囲的なもの、データが無いと、その取り組みはどこに重点的にしていくべきかが、わからないかと思えます。  
あとは、公園のような公共の場所だけではなくて、例えば農地または一般市民のお庭・ベランダ等の私有地についても、例えば、ベランダのガーデニングを進めて、まち全体をみどりにしていくような施策をやっている区もあります。公的な場所と民地的なところで、どういう協働をしていて、今後どんな事業が必要かということは協働を進める上では非常に重要な視点かと思っております。よろしくをお願いします。



みどり推進課長 委員ご指摘のとおり、協働という中で民のみどり、あるいはベランダも含めて、さまざまな協働の形があろうかと思えます。

掃除だけではなく、民のみどりを一緒に育て、管理していくというところは、まさに協働の大きな視点かと思っております。

その意味では、具体的な方策に取り組まなければならないと考えています。また、そういったご審議、ご討議をいただければと思っております。

#### C 委員

これから様々考えていくに当たって、2番目の検討の視点という項目が非常に大事だと思います。その中に都市計画マスタープランという言葉が出てきますが、都市計画というのは区だけではなかなかできないところがあります。例えば練馬区で大きな公園は、石神井公園であれ、光が丘公園であれ、都立公園です。したがって、区だけではなく、都、場合によっては国もあるかもしれませんが、そこの連携が非常に大事になってくると思います。その辺の視点を具体的に書き込んでもいいのかと思います。

もう一つ、まさに都市計画になります。外環道は地下ですが、地上部の道路が延びていきますと、八の釜憩いの森もなくなってしまっています。それから、もう半分できているのですが、光が丘から下に抜ける道路ができると、そこの農地あるいは屋敷林が大分つぶされてしまいます。さらに地下鉄も延びていくと、その辺が市街地化していく。ビルが建ち、商業施設が増え、それに伴って、マンション等で人口も増えてくる。住宅も増える。みどり30に対しては非常にマイナスの要因になってくるわけです。その開発が必ずしも悪いというわけではないが、その影響をきちんと踏まえて計画を立てないと、みどり30というのは、絵に描いた餅になりかねない。都市計画に関連して、みどりに対する影響のアセスメントをしておく必要があるのではないかと思います。

みどり推進課長 都市計画とみどりとの関係では、道路や開発を優先ということではなく、道路や開発に伴って、さらにみどりを増やしていく視点を、このマスタープランの中でも位置づけています。我々としても、さらに増やせるような取り組みをしていきたい。

確かに都市計画道路が入りますと、そこにあった農地、あるいは樹林地は、この計画線上の中では消滅してしまいますが、それに替わるみどりの創出をさまざまな方策で行っていくことも考えなければならないと考えています。

これは区のマスタープランになっています。都道もありますが、国道もあります。区のマスタープランは、さまざま都市計画の中で、都の施行、区の施行、国の施行を見極めながら進めております。

都市計画課長

まちづくりの担当として、お話いたします。

みどり推進課長が申し上げましたとおり、まちの基盤をつくっていくことはとても大事なことです、その中で両立するみどりをどうやって創出していくか、もしくは維持していくかという視点は、必ず持っていきたいと考えています。後ほど区政改革の関係でもご説明すると思いますが、今回の区政改革の中で、まさにまちづくりの中でみどりの質を高めていくことも大きな視点として捉えています。まちづくりの上で環境をどう守っていくのか、2つの視点を持ちながら進めていきたいと考えています。よろしく申し上げます。

A委員

確認になりますが、今までの緑被率のカウントの仕方として、対象には、先ほど出たベランダの緑化や個人の庭の緑化が含まれていたのかどうか、それから、それが入っていなかったならば、それを入れて30%を目指そうとしているのか確認します。

みどり推進課長

緑被率の数字の算出は全国一律で、航空写真を撮影し、そこに写るみどりをカウントしています。したがって、壁にあるみどりは、私たちからは大きく見えても、上から見ると線的にしは見えないので、壁面等はカウントされていません。上から見ますので、個人でも団体でも、所有者に係わらず、写っているみどりから出した数字が、平成23年度で25.4%となっています。

A委員

その意味では、今見直しをしても、対象は変わらないという考えですね。

みどり推進課長

対象は変わりません。みどりの実態調査を現在着手していて、その中で平成28年度の最新の緑被率が今年度内にはお示しできます。非常に興味を持ちつつ、一方で不安な部分も持って見守っているところです。

会 長

今まで使っていた緑被率はそういう値を使っているかと思いますが、今後、練馬区で目標設定をしたときに、改めて現況も含めた目標数値を設定することはあり得るかもしれません。ど

のようなカウントの仕方にするかは、あろうかと思いますが。  
ほかにいかがでしょうか。

副会長

2つお願いします。1つ目が、みどりの質の評価指標。これは非常に楽しみにしていますが、このみどりの質の評価指標が実際の施策や実施事業とどのような関連にあるのかといった整理があると、新たな考え方における基本方針の軸のようなものも質的に検討していけるかと思います。そのあたりをどのようにお考えかということが1つ目です。

2つ目が、区民の満足度というのは、非常に総合的な指標として重要だと思いますが、満足度の要因の分析があるとよいと思いました。これが先ほどのみどりの質の指標とどの程度直接的に係わるのか、あるいは他に、ライフスタイルや地域の特性といったものが要因となっているのか、そのあたりも踏まえて、新たな考え方を検討していくと、非常に質的かつ生活に即したものに近づいていくのではないかという印象を持ちました。

みどり推進課長

計画の中で質というところを視점에置き、区民の目線に立って、あるいは身近なみどりという視점에立って、今回の指標を地域別、あるいは全区的に出したものが最終的に新たな考え方の中に盛り込まれていくというふうに考えています。

満足度の分析ですが、本日お示しした部分は1つで、また様々な角度の取り方、分析の仕方があるかと思います。その点は今後の作業の中でまたお示しいただければと思っております。

副会長

ありがとうございます。ぜひ施策にこの指標を生かすということを期待しておりますので、よろしくお願いします。

D委員

関連する話になりますが、今まではみどり30という、単一の非常に分かりやすい目標でした。今度、評価指標がこれだけの数があり、さらに地域別にそれを見て、目標設定をしようということですが、それを全部組み合わせると、目標設定の数が膨大な数になります。

実施した目標と結果の評価を考えると、あまりに多くて、良いか悪いかが分からなくなかなかねないです。そこをうまくやってもらいたいと思いますが、どんな方向で考えているのか、お話いただければと思います。

みどり推進課長

みどり30の話をいただきました。今回、新たな考え方を今後

検討していく中で、みどり 30 をどうするかも大きな柱として当委員会にかかってくるかと思えます。

資料 1-1 をお願いします。網かけをしている部分が施策の新たな考え方ということで、機能も含めて質を取り込んでいくことなど、こういったテーマから目標、基本方針というところで練ってまいります。

そして、みどり 30 の位置づけですが、この表の右側、実施事業という枠がありますが、この事業計画がいわゆるみどり 30 の計画になっています。基本計画の中の事業計画がみどり 30 です。

したがって、この新たな考え方というのは、みどり 30 とはまた別な視点になっています。今後、ご討議いただく中で、このみどり 30 の計画をどうするかも整理が必要かと考えています。また、極端な話、基本計画の中に一本化してしまおうという考え方もあります。30%の数字をどうするかも大きな検討事項かと思っています。今後、そういった点も含めてご審議をいただきたいと思っています。

#### D 委員

みどり 30 に対する考え方はわかります。

指標が非常に多くあるので、それぞれに対して目標設定し、かつ地域別に違うとなると、単純に言えば 30、40 という目標設定の数になってしまいます。それで目標達成したのか評価をしようとする、30、40 を、これは良かった、これは悪かったとすると、全体として上手くいったのか、悪かったのかが、評価できなくなりかねないということを心配しています。

そうならないようにしてほしいと同時に、現在の考えがあればお話いただければ、ということが質問の趣旨でした。何かお答えいただければと思います。

みどり推進課長 委員おっしゃるように、指標が多くなると逆に混乱をしまい、分かり難くなるかと思えます。そのため、この指標の位置づけや内容は、かなり明確かつスマートなものにしないといけない。指標を多く出すのは簡単ですが、その後、地域別指標や全区的な指標になると、すこし分かり難くなる恐れがあるので、その整理、見せ方、指標の位置づけ方には十分注意をしていきたい。また、今後の議論の中で出てくるかと思えますので、よろしくをお願いします。

#### 会 長

よろしいでしょうか。それでは、具体的な基本計画改定の中身については、次回以降、事務局よりご提案があるかと思いま

す。今日の委員の皆様からのご質問、ご意見等も踏まえて審議できますよう、よろしく申し上げます。

次の諮問、第 190 号「ねりまの名木の解除について」事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 諮問文を読み上げ、あわせて資料の説明をいたします。

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第 10 条第 1 項第 3 号に基づき、下記のとおり諮問します。平成 28 年 7 月 15 日、練馬区長、前川耀男。記。

諮問第 190 号「ねりまの名木の解除について」

- 1 所在地 南大泉 3-5-3
- 2 指定番号 名木第 14 号、保護樹木第 144 号
- 3 樹種 ケヤキ
- 4 解除の理由 所有者から枯死の届出があり、腐朽空洞により倒木の危険があることが確認されたため。
- 5 解除の根拠 条例第 22 条第 1 項第 1 号

以上です。

それでは、諮問に関連します資料 2 をごらんください。

所在地は、案内図の赤い星印、南大泉三丁目 5 の先になります。名木の指定は平成 6 年 4 月です。理由の詳細は、所有者より、最近、枯れ枝の落下が多く、倒木の心配もあるので名木を解除したいとの相談が寄せられました。区が精密診断により幹の腐朽率を調査したところ、倒木の危険性のある 50% 以上の腐朽空洞を確認いたしました。周辺が住宅地であり、倒木の危険性がある以上、名木の解除はやむを得ないと考えるものです。

左下に写真をつけていますが、このケヤキは高さが約 25m で、立派な大木ですが、葉ぶりも他のケヤキに比べて小さく、右側の写真のとおり根本にベッコウダケというキノコの痕跡があり、腐朽が進んでいることが想定されておりました。

後ろについております参考 1 の精密診断の資料をごらんください。こちらは、東京都建設局の街路樹診断マニュアルより抜粋した資料で、練馬区も管理をしていく上でこれを準用しているものです。

①の腐朽診断の概要ですが、幹の内部を診断する測定器がここで記されています。上から、貫入抵抗測定器ということで、木に針を刺して中の空洞を調べるというやり方、これは従来から使われているやり方ですが、それ以外に γ 線樹木腐朽診断器、あるいは多点式応力波速度測定器など、幾つか測定方法があります。

②の腐朽診断の判定です。樹幹内部の腐朽空洞については、腐朽空洞率が断面の50%を超えた場合には、落枝や倒木となる確率が極めて高くなるため、精密診断などにおいて、空洞率50%の数字が出た場合には健全度C、いわゆる不健全とするとしています。

区では、6月15日に樹木医に精密診断を委託し、先ほど幾つも測定器がございましたが、そのうちの多点式応力波速度測定器を用いて診断を行いました結果、地上から高さ45センチの高さで空洞率56%を確認いたしました。不健全木と判断し、名木の解除はやむを得ないと考えるものです。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

D委員 名木解除した後、この木は伐採される予定ですか。

みどり推進課長 参考1の絵にもありますが、50%以上というのは、中の空洞がかなり広がっており、ここに立っていること自体が非常に危険です。昨日のような強風やこれからの台風の時期を考えますと、所有者としては、当委員会でご承認いただければ、すぐに伐採の手配をしていくものと聞いています。

E委員 名木の解除ということですが、同時に保護樹木の指定も解除するということなのでしょうか。

みどり推進課長 名木と保護樹木がダブルでかかっていますので、同じ時期に、同時に両方解除という形になります。

名木の解除は、当緑化委員会に諮問して、答申をいただいてから、伐採等、次のステップに移れます。保護樹木は、後ほど報告案件でも出てまいります。私どもで現地確認をし、所有者の意向を確認した上で、それを解除できます。そのような体制になっていますので、今回の名木も、同じく解除という形になります。

会 長 ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、ねりまの名木の解除について、南大泉3-5-3の名木の解除についてお諮りしますが、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

ありがとうございます。では、名木解除について承認します。  
では続いて、報告事項に入ります。まず1つ目、保護樹木の解除に関する報告について、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項の(1)保護樹木の指定解除、合計7件あり、資料3を用いて一括でご説明します。

資料3-1の1番と2番、所在地は豊玉上一丁目、これは武蔵大学の敷地にありますケヤキです。解除の経緯ですが、根本の腐朽が進み、倒木の恐れがあるためです。

資料3-2の上の図の3番です。こちらと同じ敷地内にあるスタジイで、切断部の腐朽や幹の空洞により樹勢の回復が見込めないため、いずれも所有者から解除の申し出を受けたものです。

その下の4番と次のページ、資料3-3の5番です。所在地は桜台二丁目、どちらも同じ所有者の敷地内にありますヤブニッケイとエノキです。解除の経緯ですが、4番のヤブニッケイは、幹芯に達する空洞があり、幹折れの恐れがあるため、また、5番のエノキは、生育不良となり樹勢回復が見込めないため、それぞれ所有者から解除の申し出を受けたものです。

その下の資料3-3の6番です。所在地は高松二丁目、所有者の敷地内にあるケヤキですが、これは写真にもありますように、4月17日の強風により倒木したため、所有者から解除の申し出を受けたものです。

資料3-4の7番です。所在地は、同じく高松二丁目ですが、これは別の所有者になっています。所有者の敷地内にあるケヤキです。解除の経緯ですが、枯死したため、所有者から解除の申し出を受けたものです。

いずれも、所有者と直接現地でお会いして、立ち会いの上、樹木の確認をした上で解除はやむなしと判断したものです。

指定解除の報告は以上ですが、前回の当委員会において、委員より、保護樹木や名木の制度の資料と直近の指定本数を明示していただきたいというご意見をいただきました。本日、資料の最後に、参考2として「保護樹木・保護樹林・名木の制度について」をご用意いたしましたので、お目通しいただければと存じます。

また、その裏面の一番下に枠で囲ったところがあります。直近の本数ですが、名木が89本となっていますが、これは89件の間違いでして、訂正をお願いいたしたいと存じます。この中に土支田八幡神社のスギの群落やイチョウ並木が入っているために、本ではなく件と表示しています。単体の名木の本数です

が、単体木としては現在 83 本となっておりますので、訂正をお願いします。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

会 長 保護樹木の指定解除については報告案件となりますが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

B 委員 6 番のケヤキは倒れてしまったということですが、どの程度、何か被害があったかということと、倒れる前に何か兆候があったのかお尋ねします。他のものでは、キノコが出たとか、空洞があるとかということがありましたが、このケヤキについては、何か情報があれば教えてください。

みどり推進課長 このケヤキは保護樹木ですので、おおむね 5 年に 1 回、区が外観の診断を行い、点検をしています。直近では、平成 25 年に、3 年前になりますが、点検をいたしました。この樹木の根本では、キノコがあるということが確認されましたが、葉ぶりや樹勢の状況から見て、すぐ倒木という状況ではないだろうと判断しました。そのときには、倒木の予見はできませんでした。この樹木は 100 年以上経っている屋敷林の中の 1 本で、倒木による被害ですが、近くに所有者の方が経営する駐車場があり、その車の 1 台が壊れたという被害が出ています。

会 長 関連してお聞きしたいのですが、先ほど、名木の解除に当たっては腐朽の精密診断をして判定したとのお話がありました。今回は結果的には倒れてしまっていますが、目視で外観の診断の他に、機器を使った診断はどういう対応をしているのかについてご説明いただけますか。

みどり推進課長 名木と同様、区が外観を見て、不健全木ではないかとなると、樹木医の先生が外観診断を行います。そして、精密診断を受けないと確定ができなくなりますと、区から委託をすることになります。したがって、定期的に全て精密診断はできないのですが、点検の中で、必要に応じて保護樹木の精密診断を行っていきたいと考えています。

会 長 5 年に 1 回の定期的以外にも、情報があつた場合に対応していると理解してよろしいでしょうか。



みどり推進課長 5年に1回の中では、大きな変化をどこまで見られるかというのがあります。急激に弱まってしまう場合は、所有者の方から連絡をいただき、その都度、その場所を見た上で、また次の手立てを判断していくようにしています。

会 長 ありがとうございます。ほかに何かありますか。  
では、ただいまの報告案件は、以上とします。  
次の2番目にあります報告(2)（仮称）区政改革計画【素案】について、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、報告事項(2)（仮称）区政改革計画【素案】についてです。

資料4-1のねりま区報特集号1面をごらんください。「区民の皆さまとともに改革に取り組み未来を拓きます」という見出しで、その右側ですが、「『みどりの風吹くまちビジョン』に掲げた政策を実現するため具体的な仕組みや態勢を、『区民の視点』からあらためて検討し見直すため、区政改革に取り組んでいます。今回、（仮称）区政改革計画【素案】がまとまりましたので、あらましを紹介します。今後、皆様からのご意見を伺い、10月をめどに計画を策定します」というものです。

見開きで、区政改革の3つの方策と16の具体的な取り組みを紹介しています。

方策1として「区民参加と協働の区政に取り組みます」、方策2として「区民サービスと持続可能性の両立を実現します」、おめくりいただき、最後の4面になりますが、方策3が「区役所の総力をあげて改革を実行します」ということで、それぞれ取り組み内容をお示ししています。

みどりに関係するところは、その前のページ、3面ですが、方策1の取組3に「区民とともに練馬のみどりを守り育てます」としています。

資料4-2素案の冊子の10ページをお願いします。取組3の、さらに具体的な内容として、①から⑤まで5つの項目立てをしています。

①の「みどりを守り育てるための方策を区民参加で考え実行します」の中では、区民や地域活動団体、事業者とともに考える区民会議を設置し、具体的な行動につなげますなど、みどりに関連するさまざまな取り組みを素案として挙げています。当緑化委員会にも基本計画の改定の中で関連する部分があるかと思いますが、逐次、ご報告をいたしたいと考えています。後ほ

どお目通しいただければと思います。

なお、この区政改革【素案】全般でご意見等ございましたら、区報特集号の4面の一番下に区政改革担当課の連絡先がありますので、郵送、ファクス、メール等でお寄せいただければと存じます。よろしく申し上げます。

ご説明は以上です。

会 長

位置づけ等についてご説明いただきましたが、何か委員の皆様からご質問等ありますでしょうか。

B 委員

区政改革計画の10、11ページを今見せていただいたところですが、先ほど言っていました市民協働ということは明確に書いていただいています。

ほかの区などでも、公共の場でのボランティアとかの活動といには、区も助成やサポートをやっています。

ただ、ボランティアとして、みどりを公共の場で広めていこうという、まちづくりに関心があって、実際に行動もするような方は、少ないと思います。

それを増やすことは必要であるのですが、もう1つの方法として、一人ひとりの区民が自分の家や庭とかからみどりづくりをしていく機運を起こしていかないと、みどりは広がっていかないと実感しています。

あまり関心はないが、きっかけを求めている方はすごくいると思います。家で野菜をつくりたい、キッチンガーデン、ハーブとかに何となく興味があるが、やったことがないのでなかなか踏み出せない方などです。

11ページの⑤で、地域ぐるみでみどりの街並みをつくるということで、みどりのアドバイザーとか、様々な支援があります。全くやったことがないが、関心がある方々へのきっかけとなるセミナーや講座とかは効果があるというのを実感しています。

1例ですが、今、江東区でベランダガーデニング講座をやっています。それまでは公共のみどりのネットワークや公園のボランティアのネットワークは区でつくってきていますが、民間の庭とかのサポートはできませんでした。江東区にはC I G (CITY IN THE GREEN) ビジョンというのがあり、それに基づいて、一人ひとりの区民のみどりへの関心を高めること、ベランダがみどりになると集合住宅が多い区内では非常に効果があるのではないかとということで、ベランダガーデニングをやっている、人気があります。年間100人ぐらいの受講生が何年か続け

ていて、自分の庭のことをやっていますが、その中で地域のみどり情報も提供していくことで、公共のボランティアへの参加や、そういったつながりができているという事実があります。

今までみどりにあまり関心がないが、きっかけを求めている層に向けた何らかのアクションも、盛り込んでいただきたいと思っています。

みどり推進課長 一人ひとりのガーデンやベランダから1つ1つやっていただくみどりの取り組みは、長い目で見れば、すごく大きなことと思っています。

それをきっかけに、ボランティアの活動に広がっていくと、今度は地域ぐるみの話になっていきます。⑤番「地域ぐるみでみどりの街並みをつくります」では支援を含めて、アドバイザーの派遣が新しい取り組みになっています。

委員おっしゃられた、きっかけづくりとしては、例えば練馬区にも花とみどりの相談所という施設があり、ここでのイベント、活動の中で、庭木や花を育成等の身近なみどりの接し方のきっかけとなる講座等を定期的を開いています。それをもっと皆さんに広めて、1つのきっかけとなっていけばと思っています。そのような取り組みをさらに広めていくことも非常に重要だと考えています。

## B 委員

重ねてになりますが、相談所等での取組はあると思います。

みどりとなると、みどりから入ってくる方々しかありませんが、そのほかにも、例えばハーブクッキングやクラフト等、から入って来る方々もいます。

みどりのカーテンが広がっているのは、みどりが好きというよりも、カーテンによりエアコンをあまり使わなくてよいかの効果があるからだと思います。それと同じで、プラスアルファのライフスタイルや、暮らしに直結しているもの、いつもの食卓が、自分が作ったキッチンガーデンの小さなお野菜で彩られるとか、そういったことに非常に関心のある方が多いのではないかと思います。

若い層、30代ぐらいの主婦の方々がターゲットになりますが、またオフィスワーカーの方々も土日ですと来られますが、そこにアクションをしていくことで、より公共のみどりにも目を向けてもらえるきっかけになるかと思っています。

単なるみどりの園芸講座ではなくて、プラスアルファの、みどりのライフスタイルをつくるような講座ができると非常に効

果があり、また広がりもあるかと思えます。

みどり推進課長 身近なところをきっかけに、自分でとれた野菜やカーテン等の実益もかねて、みどりを楽しんでいけるところまで発展していけるとというのが一番理想かと思っています。

きっかけづくりでは、今後、さまざまなアイデアを考えていきたいと思えます。

F 委員

私から、今のことで区にもご提案しますし、PRしてほしいのですが、苗木の配布をやっています。

うちは15年継続してやっています。区からの苗木を毎年200本ぐらいいただいて、2,160世帯の皆さんに神社に来てもらって、お配りして木を増やしています。ブルーベリーや、ミカンなど柑橘類もあり、大体15種類ぐらいの苗木をそこで皆さんにお配りしています。今日も来ておられます、緑化協力員の方々が来て、葉っぱい基金をもらうのと同時に、苗木を植えてほしいという方には植えつけをしています。練馬区では、町会以外にどの団体までやっているか知りませんが、いい事業をやっているのもっとうまくPRできないかと感じます。

私どもがそれをやると、掲示板にも案内し、回覧板にも回しますが、大体150ぐらいの世帯の皆さんが来ます。そこで、みどりの葉っぱい基金をいただいて、苗木をお持ちいただきます。5か年計画ですから、だんだん植える場所がなくなってくるので、私どもの計画では、できるだけベランダのような所に植えられる苗木をお願いして、1つでもみどりも増やすようにやっております。後で、写真で苗木の植栽状況を報告するのですが、非常に皆さん喜んでいきます。地植えした人たちは、ミカンの木が大きくなって、たくさんなつてうれしいと、だんだん大きいのが植えられなくなると、小さい苗木を鉢で植えるようにして、非常に皆さんが喜んでいきます。

それだけいいことをやっているのであれば、もっと区でPRしてもらって、予算の関係もあると思えますが、少しずつ増やしていければありがたいと考えております。ぜひ、またご提案させてもらいたいと思えます。

みどり推進課長 今、委員からご紹介があった活動ですが、みどりの協定地区になります。5か年の計画をつくっていただき、毎年、区から苗木を配布し、その地域の中にさまざまな樹種の、多くのみどりが増えていくという大きな活動です。

その中で、植えるところがなくなってしまいますから、先ほどのようなご意見とも関連しますが、身近にできるようなブルーベリーのベランダ植えですとか、身近に植えられるような樹種も、今後も増やすような検討もしていかななくてはいけないかと思っております。今後ともよろしくお願ひします。

副会長

情報がすごく大事かと思っております。このような基本計画の見直しとかで様々な評価をされて、上位レベルの情報提供という意味もありますし、参加したい方々が地域で得られる情報の共有とか発信というのもあると思ひます。そういう情報のプラットフォームのあり方のようなものも基本計画の中で考えてみてはいかがかと思ひました。

ただ、プラットフォームをつくっても、それを事業だけで回していくと事業が終わってしまつて、そのプラットフォームは置き去りになってしまいますので、運用のあり方とか、情報の相互連携での発信とか、共有というところの考え方を考えていくといいかと思ひました。

みどり推進課長

まさに情報の発信、共有というのは、その場限りではだめだと感じております。みどりの取り組み、計画の中で、絶えずプラットフォームがしっかりして、なおかつ行き来をしていって、初めて形になっていくものと考えております。この情報の発信の仕方、あるいは共有の仕方というのは1つの大きな課題として、取り組む1つの点として今後考えていきたいと思ひます。

会 長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、(仮称)区政改革計画【素案】についての報告については、以上とします。

次第の5、その他とありますが、まず委員の皆様から何かありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

みどり推進課長

それでは、次回の日程についてお知らせをします。次回の緑化委員会、先ほどのスケジュールにもございましたが、9月の開催を予定しています。詳細な日程が決まり次第、改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願ひします。

以上です。

会 長

次回の緑化委員会は9月ということで、具体的な日程等は改

めてご案内するということです。

以上をもって、本日の緑化委員会の案件は全て終了しましたので、本日の委員会はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —